

2 現状と課題

(1) 秦野市の概要

ア 位置と地勢

本市は神奈川県央の西部に位置し、市域は、東西約13.6km、南北約12.8km、面積103.76km²で、東部は伊勢原市、西部は松田町と大井町、南部は中井町と平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接しています。

市の中心部は、東京駅から約60km、横浜駅から約37kmの距離にあり、北方にはいわゆる神奈川の屋根丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の稜線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっています。扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が基盤層の上で互層構造を形成し、この層の厚さは深いところで200m以上と推定されます。

このような地形的特質から、秦野盆地は地下水を豊富に蓄えており、これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として全国名水百選の一つに選ばれています。

気候は年平均気温が17.0℃（最高36.8℃、最低-2.8℃）と比較的温暖で、多様な農産物ができる恵まれた条件下にあります。

イ 人口

本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、平成12年まで一貫して増加し、その後、少子高齢化などの影響により、増加傾向は鈍化したものの、平成22年には17万人を超えました。

しかし、平成22年以降、少子高齢化の進行などにより減少に転じ、令和7年(1月1日現在)は、160,537人となっています。

また、年齢別の人口は、14歳以下(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)の人口が減少する一方、65歳以上の老年人口が年々増加しています。

表 2-1 総人口及び年齢 3 区分人口割合

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	168,142人	168,317人	170,145人	167,378人	162,439人	160,537人
14歳以下	14.1%	13.1%	12.6%	12.0%	11.2%	9.7%
15-64歳	73.5%	71.1%	67.0%	61.6%	58.4%	57.5%
65歳以上	12.4%	15.7%	20.4%	26.3%	30.4%	31.0%

資料：国勢調査及び年齢別人口統計調査

注1) 平成12年から令和2年は10月1日現在、令和7年は1月1日現在

注2) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

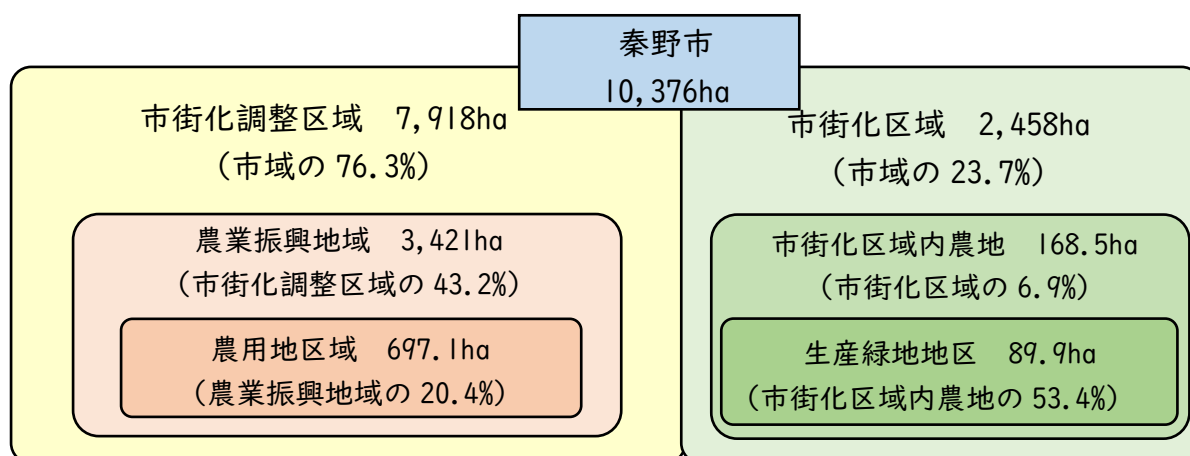
ウ 土地利用

本市の面積は10,376ha(103.76km²)で、その全体が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域は2,458ha(23.7%)、市街化を抑制する市街化調整区域は7,918ha(76.3%)となっています。

市街化区域のうち、市街化区域の6.9%に当たる168.5haが農地となっており、そのうち、53.4%(89.9ha)が生産緑地地区(*1)となっています。また、市街化調整区域の43.2%に当たる3,421haが農業振興地域(*2)となっており、農業振興地域のうち、20.4%(697.1ha)が農用地区域(*3)に指定されています。

農地の外周部は主に森林地域で、その大半が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園となっています。

図2-1 土地利用状況(令和8年3月31日現在)



注1) 市街化区域内農地の面積については令和8年1月1日現在

*1 生産緑地地区……………市街化区域のうち、災害防止等に効果があり、かつ公園・緑地などの公共施設用地として適した農地で、市が指定した地区

*2 農業振興地域……………総合的に農業の振興を図ることが相当な地域

*3 農 用 地 区 域……………農業振興地域のうち、今後とも長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域

(2) 現 状

ア 担い手

本市の農業は、認定農業者などの中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別の部会、経営士会、後継者クラブ等の様々な団体・組織により支えられてきました。

しかし、全国的な問題でもある担い手不足は、本市においてもその傾向が現れており、近年加速する担い手減少への対応が求められています。

このような背景から、平成17年度に農業支援に関する窓口（市、農業委員会及び農協）を一本化した「はだの都市農業支援センター」を設置するとともに、農業経営基盤強化促進法の改正を契機に平成18年度に開設した「はだの市民農業塾」の実施により、多様な「農」の担い手の確保・育成に取り組んでいます。

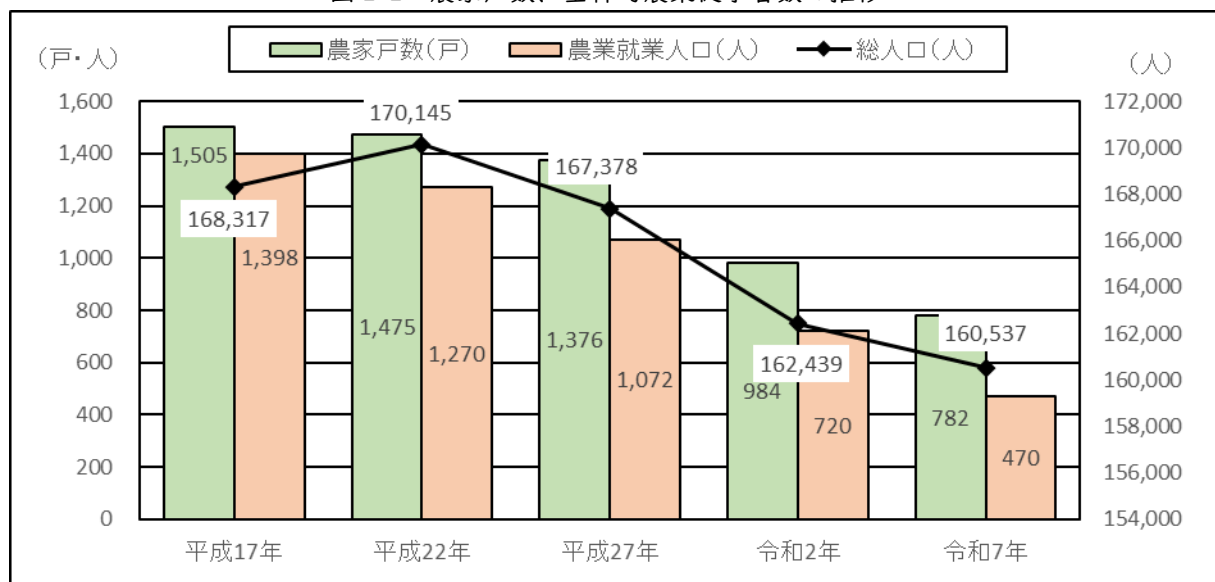
表 2-2 農家戸数、基幹的農業従事者の推移

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口（人）	168,317	170,145	167,378	162,439	160,537
農家戸数（戸）（*1）	1,505	1,475	1,376	984	782
基幹的農業従事者数(*2)（人）	1,398	1,270	1,072	720	470

資料：国勢調査及び年齢別人口統計調査、農林業センサス 2025

注1) 総人口は各年10月1日（令和7年は1月1日）、農家戸数・基幹的農業従事者数は各年2月1日現在

図 2-2 農家戸数、基幹的農業従事者数の推移



*1 農 家 戸 数…………… 調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯の数をいう

*2 基幹的農業従事者数… 自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者の数をいう

表 2-3 はだの市民農業塾を修了し就農した者の推移一覧

単位：人

年代 就農年度	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	離農等	計
平成19～22年度	0	0	2	5	3	11	0	7	14
平成23～27年度	0	0	0	1	5	15	4	7	18
平成28～令和2年度	1	3	3	3	8	6	3	3	24
令和3～7年度	0	2	4	7	7	1	0	2	19
計	1	5	9	16	23	33	7	19	75

注1) 年代は、令和7年4月現在で就農している者の就農当初の年齢

表 2-4 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移

区分	平成27年			令和2年			令和7年		
	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合
0.3ha未満	52	8	6.9%	41	△11	7.8%	46	5	12.8%
0.3～0.5ha未満	205	△4	27.2%	139	△66	26.5%	92	△47	25.6%
0.5～1.0ha未満	306	△70	40.6%	205	△101	39.0%	133	△72	37.0%
1.0～1.5ha未満	125	△16	16.6%	89	△36	17.0%	49	△40	13.6%
1.5～2.0ha未満	37	△11	4.9%	26	△11	5.0%	16	△10	4.5%
2.0～3.0ha未満	21	1	2.8%	14	△7	2.7%	11	△3	3.0%
3.0ha以上	8	2	1.1%	11	3	2.1%	12	1	3.3%

資料：農林業センサス2025

注1) 平成27年の増減は、前回（平成22年）との比較

注2) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

表 2-5 農産物販売金額規模別農業経営体数の推移

区分	平成27年			令和2年			令和7年		
	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合
販売なし	133	△40	17.6%	117	△16	22.3%	62	△55	17.3%
50万円未満	254	8	33.7%	147	△107	28.0%	96	△51	26.7%
50～100万円未満	89	△18	11.8%	73	△16	13.9%	49	△24	13.6%
100～300万円未満	130	△5	17.2%	73	△57	13.9%	64	△9	17.8%
300～500万円未満	39	△3	5.2%	41	2	7.8%	31	△10	8.6%
500～1000万円未満	53	△14	7.0%	34	△19	6.5%	30	△4	8.4%
1000～3000万円未満	45	△15	6.0%	31	△14	5.9%	20	△11	5.6%
3000万円以上	11	△3	1.5%	9	△2	1.7%	7	△2	1.9%

資料：農林業センサス2025

注1) 平成27年の増減は、前回（平成22年の販売農家（*1）数）との比較

*1 販 売 農 家…………… 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう

表 2-6 認定農業者数の推移

単位：人

区分	認定農業者数		
	個人	法人	計
令和3年度	79	9	88
令和4年度	86	10	96
令和5年度	86	10	96
令和6年度	84	9	93
令和7年度	82	10	92

表 2-7 新規就農者数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規就農者数	5人	4人	10人	8人	6人

注1) はだの市民農業塾を卒業し、実際に就農した人数及び本市が認定した認定新規就農者の合計人数（重複を除く）

イ 農地

経営耕地面積(*1)は、30年間で約70%減少し、令和7年は330haとなっています。この理由の多くは、農地から他の用途への転用によるものですが、近年では、荒廃農地(*2)の拡大が大きく影響しています。

このため、荒廃農地の解消活動や農地利用集積の促進、多面的機能(*3)の活用といった対策を行っていますが、令和7年の荒廃農地は107haと大きく増加しています。

荒廃農地の増加は、丹沢山麓を中心とした鳥獣被害の増加や高齢化に伴う作業効率の低下による営農意欲の減退、農地相続人の管理放棄などが要因であると考えられます。

表 2-8 経営耕地面積の推移

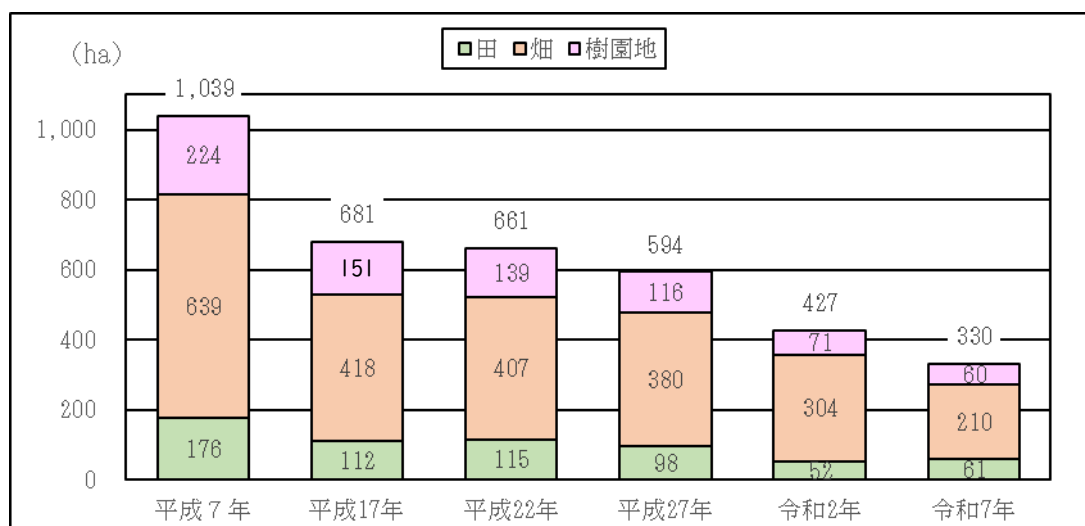
単位：ha

区 分	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
経営耕地面積	1,039	682	661	595	427	330
田	176	112	115	98	52	61
畑	639	418	407	380	304	210
樹園地	224	151	139	116	71	60

資料：農林業センサス2025

注1) 地目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計面積と数値が合わない場合がある。

図 2-3 経営耕地面積の推移



*1 経営耕地面積…農家が経営する耕作地（田、畑、樹園地等）の合計面積

*2 荒廃農地……現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている土地

*3 多面的機能……防災、教育、景観など、農産物を生産する以外に持つ農地の役割

表 2-9 荒廃農地の推移

単位：ha

区 分	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	令和6年	令和7年
荒廃農地面積	42	38	40	60	72	68	107

資料：農業委員会調べ（農地利用状況調査、各年3月31日現在）

ウ 農業生産

農業産出額(*1)は、平成2年まで増加傾向にあり、県で1,120億円、本市で56億円に達しました（表省略）が、担い手の減少や農産物価格の低迷などからその後は減少傾向に転じ、平成17年には、県で755億円、本市では30億円に落ち込みました。

その後、平成27年までは、農産物価格の変動等により、農業産出額はやや増加しましたが、以降は、担い手の減少や輸入農産物の増加等により、再び減少に転じ、令和5年には、県では686億円、本市では24.1億円（参考値）となりました。

表 2-10 農業産出額の推移

単位：千万円

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和5年	
	県	市	県	市 (推計)	県	市 (推計)	県	市 (推計)	県	市 (推計)
耕 種	5,600	215	6,150	231	6,440	270	5,110	164	5,080	165
米	420	13	390	13	290	9	310	9	300	8
麦・雑穀・豆類・いも類	170	19	160	18	220	22	190	15	150	11
野菜	3,690	98	4,170	107	4,420	141	3,450	94	3,340	90
果実	780	31	950	45	870	36	640	22	830	29
花き	400	44	380	41	530	57	410	X	430	X
工芸農作物	30	4	20	3	20	3	10	1	10	2
畜 産	1,920	85	1,600	96	1,620	80	1,470	82	1,690	74
計	7,550	300	7,770	327	8,080	350	6,590	246	6,860	241

資料：生産農業所得統計より作成

注1) 市町村別の統計は平成18年で終了したため、平成22年以降の市の推計値は、生産農業所得統計における都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いてあん分した推計値

注2) Xは、個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

注3) 未公表の数値があるため、耕種の内訳及び耕種と畜産の合計は、それぞれ耕種の欄及び計の欄と一致しない場合がある。

*1 農業産出額…平成13年に農業粗生産額から農業産出額へ名称が変更され、全国を一つの推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量（全国計）に、品目ごとの農家庭先販売価格（全国平均）を乗じた額を合計して求めたもの

エ 販売・流通

農業産出額が減少傾向にある中、農協の農産物取扱額は、平成14年に開設した「はだのじばさんず（大型直売所）」の取扱高が大きく増加したことにより、概ね、年間20億円の水準を維持してきましたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症を発端とする行動制限等により、販売や流通に大きな影響があったため、減少しています。

また、都市農業の利点でもある販路の多様化に伴い、地元スーパーなどの量販店や飲食店、卸業者、消費者等と直接、取引をする農業者も増えており、市場等へ出荷する「共販分」及び「直売所分」が大きく減少しています。

表 2-11 農協の農産物取扱額の推移

単位：万円

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
共販分	182,031	153,774	134,160	140,910	84,481	65,647
直売所分	9,263	16,694	9,929	8,497	4,677	5,805
はだのじばさんず	—	37,058	70,308	97,158	94,632	109,787
合 計	191,294	207,526	214,397	246,565	183,790	181,240

資料：JAはだの「業務報告書」より作成

注1) はだのじばさんずの取扱高は、購買・販売の取扱高を除く。

オ 市民交流

市民が農業に触れる機会を提供し、農業に対する理解を深めるため、都市近郊型農業の地域特性を生かした掘り取り観光・農園ハイク等の体験型農業や様々な交流活動の実施、学校等におけるそら豆のさやむき、とうもろこしの皮むきなどの食農教育を実施しています。

また、農作業を通じて、健康でゆとりのある市民生活の場を提供するため、ふれあい農園、コミュニティ農園、さわやか農園など、市内に46か所の市民農園を設置するとともに、はだの農業満喫CLUB等により収穫体験などのイベント情報を発信しています。

表 2-12 市民農園設置状況

名 称	開設者	箇所	総面積	区画	対象
ふれあい農園	農園組合	2	30,714㎡	441	一 般
コミュニティ農園	秦野市	2	2,724㎡	115	一 般
さわやか農園	農 協	42	59,954㎡	341	一 般
合 計		46	93,392㎡	897	—

資料：「市民農園一覧」より作成（令和7年3月末現在）

カ 地区別の概況

(ア) 本町地区

弘法山公園を中心に、施設園芸、果樹、露地野菜に普通作(*1)を組み合わせた複合経営が主となっています。

また、市域のほぼ中央部に位置し、交通等の立地条件に恵まれ、市内1か所の青果市場はこの地区にあります。

(イ) 南地区

渋沢丘陵の緩傾斜地とこれに連なる平坦地に畑作地帯が形成され、露地野菜や花き、酪農、施設園芸が主となっています。

都市近郊型農業の特性を生かした体験型農園は、この地区で初めて開設され、気軽に農業を体験できる機会を通じて、都市住民の「農」に対する意識向上につながっており、令和8年4月には、新たな体験型農園が開設される予定です。

また、市街地には「はだのじばさんず」があり、地産地消の拠点となっています。

(ウ) 東地区

市内でも比較的まとまった集団農地が多く、施設園芸、果樹、露地野菜に普通作を組み合わせた複合経営が主となっており、近年は、観光農業にも取り組んでいます。

地区の農業振興拠点である「田原ふるさと公園」を活用した直売、漬物の加工、手打ちそばの提供が行われています。自然と触れ合いながらのそば打ち体験や食文化を楽しみ、地域農産物の生産・消費の循環を促す地産地消の拠点でもあります。

また、名古屋及び菟毛地区では、市民団体による農村風景の再生・保全の取組が行われており、農業体験による都市住民との交流事業も行われています。

さらに、地域農業者とNPO法人の連携による保全活動や都市住民との交流活動が評価され、名古屋の棚田群が令和4年3月に農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に認定されました。

(エ) 北地区

丹沢山麓の山間傾斜地は、茶、露地野菜が中心となっており、これに連なる平坦地は、施設園芸、露地野菜が主となっています。

また、菩提地区では、市民団体による里地・里山の保全活動を通じて、

こども・親子を対象にした農業体験や食育活動も行われています。

さらに、令和4年に新東名高速道路秦野丹沢スマートインターチェンジが供用開始されており、周辺における観光農業等への取組が期待されます。

(オ) 大根・鶴巻地区

下大槻地区の金目川流域の水田地帯と平坦地では、施設園芸、露地野菜、水稻、鶴巻地区の大根川・善波川流域の水田地帯では、露地野菜、水稻、養豚、花きが主となっています。

また、鶴巻地区では、住民との協働による田園風景の保全活動など、地域主体の活動が活発に行われています。

(カ) 西地区

渋沢丘陵周辺の渋沢地区では、地場野菜を使用した漬物の生産・直売や地域住民との協働による農地の保全活動が行われています。

また、堀西・堀山下地区では、施設園芸、露地野菜が主となっており、県立秦野戸川公園を核とした観光農業等の取組も活発化しています。

さらに、堀西地区では、市民団体が四十八瀬川流域の休耕田や荒廃農地の再生を積極的に行っています。

(キ) 上地区

山間部の畑作地帯と、これに連なる平坦地の畑作地帯に小規模な谷戸田が混在しています。施設園芸、露地野菜、茶に普通作を組み合わせた複合経営が主となっています。

鳥獣被害を受けにくい作物の生産や菖蒲地区での耕作放棄地(*2)・荒廃農地を活用した果樹栽培、さらには、観光農業等にも取り組んでおり、地域主体の活動が活発に行われています。

*1 普通作………水稻・小麦・大豆

*2 耕作放棄地…1年間以上作物を栽培せず、今後、数年の間に再び耕作する意思のない農地

(3) 農業に関するアンケート調査

本市農業の現状等について把握し、今後の取組の参考とするため、農業者や市民を対象に各種アンケート調査を実施し、傾向を分析しました。

ア 農業者

(ア) 農協農業者アンケート調査（令和4年8月実施）から抜粋

＜対象：農業者675名（回答者350名、回収率51.9%）＞

α 農業経営の将来意向

全体的に自分の代までは農業を続けたいと思っている農家が多い中、販売規模が大きい農家ほど、次世代まで農業を継続し、経営の強化・改善をしていきたいと考えている割合が高い傾向にあります。

一方で、販売規模が少ない、又は、自給的農家では将来の農業経営について流動的、あるいは、離農を考えている割合が高い傾向にあります。

今後、高齢化や後継者不足等により担い手がますます少なくなっていくことが懸念される中で、多様な担い手の確保・育成に取り組んでいく必要があります。

表 2-13 販売規模別農業経営の将来意向

区 分	自給的 農家	販売農家		
		500万円 未満	500万円～1000万円 未満	1000万円 以上
次世代まで農業を継続し、一層、経営を強化・改善していきたい	2.5%	4.9%	25.0%	43.8%
自分の代までは農業を続けたい	20.0%	33.0%	37.5%	25.0%
当面(4、5年)は続けたいと思っているが、どうなるかわからない	37.5%	34.8%	21.9%	12.5%
自分の代で農業を縮小していきたい	12.5%	7.1%	3.1%	12.5%
近い将来、自分の代で農業はやめたい	17.5%	15.6%	9.4%	6.3%
その他	7.5%	3.6%	3.1%	0.0%
無回答	2.5%	0.9%	0.0%	0.0%

注1) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

b 農業経営等の悩み

経営上の悩みを深刻度が高いと回答した分野順にみると、「自分自身」では高齢化、「経営面」では生産資材の高騰、「周辺環境」では鳥獣被害、「販売面」では販路拡大、「農地・農道・施設」では農道やかん排水施設のインフラ整備がそれぞれ最も高くなっています。

特に、中東情勢や急激な円安により端を発した、肥料・飼料・燃料などの資材価格の高騰・高止まりは、農業経営に大きく影響しており、加えて、高齢化や自身の健康状況による将来への不安が課題となっています。

今後、農業経営の安定化や後継者等の担い手の確保などの経営基盤の強化を図るとともに、継続的な課題である鳥獣被害の防止対策を講じる必要があります。

表 2-14 農業経営等の悩み 各分野 TOP3（複数回答）

分野	項 目	回答率
自分自身 (25.7%)	年齢や健康に不安があり、日々の農作業が辛くなってきたこと	59.4%
	次世代への継承が円滑に進んでいないこと	27.1%
	単身世帯や核家族になり、将来が心細いこと	19.7%
経営面 (24.3%)	生産資材等が高くなって経営を圧迫してきていること	48.0%
	農機具の更新導入など機械への金銭的負担が大きいこと	40.9%
	農繁期や繁忙期に手伝いに来てくれる人がいないこと	21.7%
周辺環境 (24.3%)	イノシシやシカ等の鳥獣被害が大きくなり、営農意欲がそがれること	63.1%
	異常気象（大雨、日照不足、冷夏等）の増加に伴い、作物がうまく作れないこと	41.7%
	ヤマビルやスクミリンゴガイが増えてきて、安心して農業ができないこと	37.7%
販売面 (8.3%)	生産品目が思い通りの価格で販売できず、収入が減ってきたこと	35.4%
	特にこれという悩みや問題はない	29.4%
	消費者ニーズが多様化していること	28.6%
農地・農道・施設 (4.3%)	農道の新設、拡幅やかん排水施設のインフラ整備ができていないこと	36.6%
	特にこれという悩みや問題はない	32.6%
	農地が点在化し、分散していること	27.1%

注 1) 各分野の項にある%は、「深刻度が最も高い」と回答した割合

(1) 市アンケート調査（令和7年5月実施）から抜粋

<対象：中心的な担い手である農業者（農業経営士、認定農業者、認定志向農業者、新規就農者等）154名（回答者59名、回収率38.3%）>

a 農業経営の課題

「鳥獣被害対策」が最も高く、次いで、「労働力不足（家族労働力の不足）」、「売上向上」の順となっており、鳥獣被害による営農意欲の減退や後継者を含めた労働力の確保、近隣農地の荒廃化などの営農環境が課題となり、経営基盤の強化が図れていない状況にあります。

表 2-15 農業経営の主な課題（複数回答）

項 目	回答率
鳥獣被害対策	27.9%
労働力不足（家族労働力の不足）	20.1%
売上向上	19.5%
生産性向上（機械化）	18.8%
販路の確保	14.9%
営農環境（近隣農地の荒廃化）	13.6%
後継者不足	9.7%
営農環境（周辺宅地化）	9.1%
営農環境（農道整備）	9.1%
税対策	7.8%

b 農地を持続可能なものとするために

この先の10年間を見据えて農地を持続可能なものとするための手段として、「地域で耕作している担い手へ農地を集積し営農しやすい区画にする」と回答した割合が最も多く、次いで、「地域内の担い手の後継者を育成する」、「農業以外から参入した新規就農者を受け入れる」の順となっています。

今後、多様な担い手を確保・育成するとともに、担い手が営農しやすい環境整備を図る必要があります。

表 2-16 農地を持続可能なものとするためにはどうしたらよいか（複数回答）

項 目	回答率
地域で耕作している担い手へ農地を集積し営農しやすい区画にする	21.4%
地域内の担い手の後継者を育成する	19.5%
農業以外から参入した新規就農者を受け入れる	18.2%
市外や地域外から農業者や農業法人を受入れ人材を確保する	16.2%
現状で維持可能	3.2%
その他	3.2%

c 営農規模について

規模を拡大する場合に必要な支援として、「機械・設備整備時の財政的支援」が最も高く、次いで、「鳥獣被害対策への支援」、「労働力の確保（援農ボランティア制度の充実）」の順となっています。

今後、農地中間管理機構（農地バンク）を活用し、農地の効率的な利用と営農規模の拡大を図ることが、生産量や売上の増加につながり、経営の安定化が図られる第一歩となるため、農地集積を中心とした環境づくりが必要となります。

表 2-17 規模拡大を図る場合に必要な支援（複数回答）

項 目	回答率
機械・施設整備時の財政的支援	28.6%
鳥獣被害対策への支援	26.6%
労働力の確保（援農ボランティア制度の充実）	19.5%
農地集積の促進	16.9%
販路拡大に向けた情報提供	15.6%
労働力の確保（その他）	14.3%
農道等の整備促進	11.0%
新たな直売所の設置	11.0%
農地取得時の財政的支援	10.4%
農地の区画拡大（畦畔除去など）	9.7%
その他	3.9%

d 新規就農者（経営開始1年目から5年目まで）の育成について

高齢化や後継者不足により担い手が減少する中、新規就農者を育成するための支援内容として、「経営開始時における財政的支援」が最も高く、次いで、「農機具や施設の共有化など地域ぐるみでの支援」、「農地や設備等の紹介」、「農業に関する研修制度の充実」の順となっています。

就農後に直面する課題は、財政的支援が必要であることや就農前とのギャップによる離農のおそれなどであるため、関係団体などと連携した支援が必要となります。

表 2-18 新規就農者を育成するために必要な支援（複数回答）

項 目	回答率
経営開始時における財政的支援	24.0%
農機具や施設の共有化など地域ぐるみでの支援	16.9%
農地や設備等の紹介	16.2%
農業に関する研修制度の充実	13.0%
その他	3.2%

e 定着新規就農者（経営開始6年目以降）の育成について

新規就農を経て更なるスキルアップを目指す定着新規就農者を育成するための支援内容として、「販路の確保・差別化」が最も高く、次いで、「運転資金の確保」、「経営規模の拡大・効率化」の順となっています。

今後、認定農業者等への経営発展が図れるよう、農業者それぞれに合った経営管理や栽培方法などを確立させ、規模拡大を図る必要があります。

表 2-19 定着新規就農者を育成するために必要な支援（複数回答）

項 目	回答率
販路の確保・差別化	20.8%
運転資金の確保	20.1%
経営規模の拡大・効率化	19.5%
技術・知識の向上	19.5%
農業の未来を考える体制づくり	16.9%
地域との連携（相談体制）	13.6%
後継者の育成	9.1%
精神的な負担軽減	6.5%
その他	2.6%

イ 市民（市WEBアンケート調査（令和7年7月実施）から抜粋し、一部加工）

＜対象：本市のネット調査会社の登録者（市民）400名＞

（ア）農畜産物を購入する際に一番重視すること

野菜・果実については、「鮮度」が最も高く、次いで、「値段」、「安全・安心」、「味」の順となっています。花きについては、「見た目」が最も高く、次いで、「値段」、「鮮度」、「安全・安心」の順に、畜産加工品については、「安全・安心」が最も高く、次いで、「値段」、「鮮度」、「味」の順となっています。

品目により割合は異なりますが、「鮮度」と「値段」は共通して高い割合になっているほか、食品については、「安全・安心」を、花きについては、「見た目」を重視する傾向にあります。

表 2-20 農畜産物を購入する際に一番重視すること

区 分	野菜・果実		花き		畜産加工品	
第1位	鮮度	36.3%	見た目 (色、形など)	32.1%	安全・安心	35.7%
第2位	値段	33.7%	値段	30.1%	値段	33.1%
第3位	安全・安心	20.7%	鮮度	29.3%	鮮度	19.9%
第4位	味	5.2%	安全・安心	6.0%	味	9.3%
第5位	見た目 (色、形など)	2.6%	産地	1.2%	産地	1.0%
第6位	産地	1.6%	その他	0.8%	見た目 (色、形など)	1.0%
第7位	その他	0.0%	味	0.4%	その他	0.0%

注1) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

(1) 地産地消についての考え

地産地消については、「安全・安心や鮮度など自分にとってもメリットがあるので積極的に購入したい」と考える割合が最も高く、次いで、「地域経済の活性化につながるので積極的に購入したい」、「地産地消には関心がないので、積極的に購入しない」の順となっています。令和2年からの5年間で地産地消に関心が無い人の割合が4.8%増えており、中でも若い世代ほど地産地消に関する関心は低い傾向となっていますが、依然として、積極的に購入したいとの回答が多く、地産地消への意欲が高い水準となっています。

また、秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしいという割合も引き続き需要があることから、農業者と市内飲食店との更なる連携強化や地産地消に取り組んでいる店舗の周知の徹底を図っていく必要があります。

表 2-21 地産地消についての考え

項 目	回答率
安全・安心や鮮度など自分にとってもメリットがあるので積極的に購入したい	37.0%
地域経済の活性化につながるので積極的に購入したい	26.8%
地産地消には関心がないので積極的に購入しない	11.8%
秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしい	9.5%
地域の食文化の継承にもつながるので積極的に購入したい	7.0%
他の産地の方が魅力を感じるので積極的に購入しない	3.0%
生産者との交流が図れるので積極的に購入したい	2.8%
その他	3.3%

(4) これまでの取組概要

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前計画の中で、基本目標ごとに目標数値を掲げて取組を行った、重点施策・事業の令和6年度末における進捗状況は次のとおりです。

計画策定時と比べ、「目標値達成」又は「上昇」が9指標（69.2%）と概ね順調に推移していますが、「横ばい」、「下降」がそれぞれ1指標ずつあり、合わせて2指標（15.4%）となっています。

表 2-22 前計画の主な進捗状況（R7 年 3 月末現在）

指標名	策定時 (R2.3)	目標 (R8.3)	現状 (R7.3)	評価
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の確保・育成				
人・農地プランの掲載者数※ ¹	95人	113人	-	未評価
認定農業者の経営改善計画の達成率	80%	80%	81%	↑
新規就農者数	84人	114人	121人	↑
鳥獣被害対策重点取組地域数	-	8地域	12地域	↑
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用				
農道の整備延長	-	480m	468m	↑
農地利用集積面積	52ha	64ha	62ha	↑
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進				
地産地消サポーター協力事業所数	47事業所	55事業所	48事業所	↑
学校給食の食材に占める地場産物の利用率（中間年及び最終年に評価）	37.2%	50%	29.1%	未評価
優良農産物等登録認証件数	7件	12件	7件	→
落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,886 a	1,950 a	1,320 a	↓
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化				
体験型農業参加区画数	344区画	375区画	390区画	↑
はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人	590人	939人	↑
小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	101回	110回	160回	↑
 目標値達成  上昇  横ばい  下降				

（上昇率が20%以上のもの）

（下降率が20%以上のもの）

*1 人・農地プランについては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画に移行したため、令和7年3月末から未評価としている。

(5) 主な課題

本市の農業における現状やこれまでの取組状況を踏まえ、今後の主な課題を次の5点に整理しました。

ア 担い手の確保と育成・経営の安定化

本市の農業は、認定農業者などの中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別などの様々な団体・組織により支えられてきましたが、全国的な問題でもある担い手の減少は、本市においても大きな課題となっています。さらに、後継者不足等により世代交代が進まず、近い将来、担い手の減少が加速することが懸念されます。

本市では、農業支援に関する窓口を一本化した「はだの都市農業支援センター」を平成17年度に設置し、新規就農者向けの研修事業である「はだの市民農業塾」や国の支援制度を活用した新規就農者確保対策事業を実施してきましたが、担い手の確保・育成策をさらに強化することが必要です。

また、近年、ロボット、AI、IoT等の先端技術の農業分野への普及が進んでいる状況を踏まえ、スマート農業を活用した省力化に加え、有機農業などの環境にやさしい農業を通じた環境負荷低減の取組についても検討する必要があります。

今後も引き続き、農業後継者や新規・定着新規就農者、定年帰農者、法人などの農業参画を促進し、多様な担い手の育成を図るとともに、本市の農業を牽引する認定農業者などの中核的農業者の育成・支援の充実、兼業農家や自給的農業者などにも配慮した施策を推進する必要があります。

イ 鳥獣被害対策の推進

本市が有する丹沢山地には様々な鳥獣が生息していますが、特にニホンジカやイノシシを中心とした有害鳥獣による農林業被害が多く発生しており、農作物被害に加え、営農意欲の減退にもつながる大きな課題となっています。

このため、農業者、関係団体及び行政が連携し、環境整備、防除及び捕獲といった3つの基幹的な取組により、総合的な鳥獣被害対策を実施しています。

また、捕獲後の処理における農業者の負担を軽減するため、「秦野市鳥獣被害対策実施隊」を強化するなど、積極的な鳥獣被害対策を図っていますが、抜本的な被害軽減には至っておらず、より一層、取組を強化していく必要があります。

ウ 農地の集積と保全・多面的機能の活用

耕作放棄地・荒廃農地の拡大には、担い手不足の問題に加え、耕作条件が悪

い中山間地域を抱え、狭あい農道や傾斜地が多いことなどを起因とする営農意欲の減退も大きく影響しています。

現在、農業者、地域住民、ボランティア等と連携し、荒廃・遊休農地の解消や農作物被害防除の活動事業等を実施しています。今後、これらの取組を推進するとともに、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積、土地利用型作物の栽培拡大などを推進する必要があります。

また、意欲のある農業者が着実に農地集約を図れるよう、地域計画の協議の場を活用し、地権者はもとより地域の理解を一層深めていく必要があります。

さらに、農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割とともに、農業生産活動を通じた自然環境・地球環境の保全、こどもの学習の場などの機能や、災害時の復旧用資材置場・避難場所など、都市近郊地域ならではの機能も持ち合わせています。都市農業振興基本法の趣旨を踏まえつつ、農業・農地が持つこれらの多面的な機能を有効活用しながら、市域全体の農地の保全を図る必要があります。

エ 地産地消の推進・農業生産と販売力の強化

近年、農産物に対する安全・安心志向が進み、地元農産物を地元で消費し、市民と農業者を結び付ける「地産地消」が広く定着してきています。

このため、農産物の品質向上と産地化を促進し、差別化を図ることで、地場産農産物に対する市民の信頼性を高め、市民及び流通関係者と一体となった地産地消の推進による産地ブランドの構築(*)を図る必要があります。

本市では、「はだのじばさんず」や量販店等での販売、小学校給食への地場産農産物の供給が定着しており、令和3年12月にスタートした中学校給食においても同様に地場産農産物の供給を進めています。引き続き、担い手の確保・育成と連動し、環境に配慮した、安全・安心で新鮮な農産物の安定供給を図る体制づくりに取り組む必要があります。

また、担い手の減少や気候変動による影響などにより、農業産出額自体が減少する中、毎年のように頻発する自然災害や鳥獣被害など、農業を取り巻く環境は、厳しい状況にあります。

特に、近年は、中東情勢や為替相場などの影響により、生産資材等の価格が高止まりしており、一層厳しさを増しています。

本市の農業は、野菜、果樹、花き、畜産など、多様な農産物を生産していますが、量的なまとまりがないために産地形成が困難な品目もあることから、特徴ある農産物の特産化や高品質化、直売や加工などにより付加価値を付ける取組を進める必要があります。

さらに、都市農業の利点を生かした、農業者と市民との交流促進により、地

場産農産物に対する理解や愛着の醸成を図るとともに、直売所や農家レストランの設置促進や、量販店ネットワークの活用、地元飲食店等他業種と連携した販路の拡大を図る必要があります。

オ 農業に対する理解の促進と交流の活性化

農業者と住民が近接している本市をはじめとした都市近郊地域の農業は、消費者ニーズを捉えやすく、生産現場が見えるといったメリットがある一方、農業に対する地域住民の理解を得ることができないと営農そのものが成り立ち難い面もあります。

農業の重要性を市民が理解し、市民の協力が得られる環境を整えるためには、農業・農地の持つ多面的機能をPRするとともに、各種交流事業の展開や本市の地域特性・資源を生かした観光農業・体験型農業の促進など、農業者と市民との交流を推進する必要があります。

また、新東名高速道路の全線開通や秦野丹沢サービスエリアの開業を見据え、周辺地域を中心に、新たな観光農業の振興に向けた取組を進める必要があります。

さらに、食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を育むため、農業者と学校・地域が連携した食農教育・食育活動の推進を図る必要があります。

*I 産地ブランドの構築…環境にやさしく新鮮で質の高い安全・安心な農産物の安定供給を図ることにより、消費者と一体となって地場産農産物の産地化を促進すること